

2022年度あすなろの郷保護者説明会



2022年8月21・25日
茨城県福祉部障害福祉課

I. あすなろの郷再編整備について

- ▶ 2025年～**セーフティネット棟**に建替え
- ▶ 同年～既存の新棟(及び旧棟)を社会福祉事業団の自主事業に移行
= **団立施設**

【セーフティネット棟建替えの理由】

- ・1973年に開業したあすなろの郷では、**施設の老朽化**が進む
- ・そこで、既存の入所者をはじめ**現在民間施設では受入れが困難な方**を受入れるための施設を整備する

【団立施設への移行の理由】

- ・あすなろの郷再編整備のなかで、郷内での事業所運営について、**支援の継続性**を模索した結果、事業団が自主事業として担うことになった

【あすなろの郷再編整備前後の配置図】

<今のあすなろの郷>



<2025年のあすなろの郷>



Ⅱ. 入所者アセスメントについて

- ▶ 2021年度に実施した、セーフティネット棟の対象である民間施設で受入れが困難な方を判定する調査
- ▶ 強度行動障害があるか、医療的ケアが必要か、という点について専門家による入所者本人との面接・行動観察、支援員からの状況聴取を実施

【セーフティネット棟対象の基準】

- ・ 県立施設が担うべきセーフティネットの機能の維持
- ・ 民間施設では受入れ困難な「強度行動障害」「医療的ケアが必要」な方の受入れ

【強度行動障害の判定項目】

- ・ 自傷行為、他害行為、異食行動など重度の障害を判断する項目
[全12項目]

※ 重度障害者支援加算認定の際に使う「行動関連項目（行動援護スコア）点数表」

【医療的ケアの判定項目】

- ・ 吸引、経管栄養、導尿などの医療的ケア及び認知症などの介護的ケア項目
[全18項目]

※ 障害福祉サービス等利用における医療的ケア、介護的ケア

Ⅲ. 入所者アセスメントの結果について

- ▶ アセスメント調査の結果、**188人**が2025年～セーフティネット棟対象の方
- ▶ " " 調査の結果、**49人**が " " 年～団立施設対象の方
- ▶ " " 調査の結果、**157人**が " " 年～団立施設又は民間施設の方
(いずれかを選択)

【セーフティネット棟対象の理由】

- ・**強度行動障害があるか、医療的ケアが必要**と判定されたため

【団立施設対象の理由】

- ・**現在の環境を大きく変えない方がよい**と判定されたため

【団立/民間施設選択の理由】

- ・**受入れ可能な民間施設があれば移行することも可能**と判定されたため

【2025年以降の入所先】



IV. その他注意事項について

- ▶ 2025年～セーフティネット棟・団立施設に入所する場合、当面のところ郷外へ移行することはないものの、**終の棲家として保証するものではありません**
- ▶ 2025年～団立施設に入所する場合、新棟の定員を超える入所希望者がいると**旧棟に入所してもらう可能性もあります**

【郷外に移行するケース】

※ あくまで例示で、今すぐ移行してもらうわけでも、今後確実に移行してもらうわけでもありません。

- ・加齢に伴う特別養護老人ホーム等の介護保険サービスの利用
- ・行動障害の軽減に伴う民間事業所等への移行

いずれの場合も、移行先は県相談支援センター（2023年設立予定）などが探して調整をおこなっていきます。

【団立施設の運用】



- ・団立施設希望者が160人以内の場合

現新棟のみ使用

- ・団立施設希望者が160人を超えた場合
160人を超えた分の希望者は**現旧棟に入所**してもらう可能性あり

V. 今後の対応について

- ▶今年度・2022年、専門家によるアセスメント結果などへの相談窓口を開設
- ▶来年度・2023年、あすなろの郷入所者の移行などを支援するための**県相談支援センター**の設立に向けて準備中

【専門家による相談窓口】

- ・入所者アセスメント結果に疑問・意見がある方に対して、専門家に相談するための窓口を開設

(2022年9月以降開設予定)

県障害福祉課ホームページ等で公開

【県相談支援センターの役割】

- ・セーフティネット棟への入所調整
- ・郷外の民間施設との連携

※詳細は、2023年度予算の議決後にお知らせします。

あすなろの郷再編整備に関するお問い合わせは県障害福祉課まで 

茨城県福祉部障害福祉課・企画G 渡邊・黒澤・梶山

☎ 029-301-3357

✉ shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp